

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2021年11月1日
至 2022年1月31日

株式会社 P O P E R

表 紙

| | |
|--|----|
| 第一部 企業情報 | 1 |
| 第1 企業の概況 | 1 |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |
| 第2 事業の状況 | 2 |
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |
| 3 経営上の重要な契約等 | 3 |
| 第3 提出会社の状況 | 4 |
| 1 株式等の状況 | 4 |
| (1) 株式の総数等 | 4 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 12 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 14 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 15 |
| (5) 大株主の状況 | 15 |
| (6) 議決権の状況 | 16 |
| 2 役員の状況 | 16 |
| 第4 経理の状況 | 17 |
| 1 四半期財務諸表 | 18 |
| (1) 四半期貸借対照表 | 18 |
| (2) 四半期損益計算書 | 19 |
| 第1四半期累計期間 | 19 |
| 2 その他 | 23 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 24 |

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】 2022年10月11日
【四半期会計期間】 第8期第1四半期（自 2021年11月1日 至 2022年1月31日）
【会社名】 株式会社P O P E R
【英訳名】 POPER Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 栗原 慎吾
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
【電話番号】 03-6265-0951(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 姚 志鵬
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
【電話番号】 03-6265-0951(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 姚 志鵬

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第8期 第1四半期累計期間 | 第7期 |
|-----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 会計期間 | 自 2021年11月1日 至 2022年1月31日 | 自 2020年11月1日 至 2021年10月31日 |
| 売上高 (千円) | 138,235 | 442,880 |
| 経常損失(△) (千円) | △28,730 | △181,357 |
| 四半期(当期)純損失(△) (千円) | △29,583 | △184,914 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — |
| 資本金 (千円) | 71,119 | 10,000 |
| 発行済株式総数 (株) | | |
| 普通株式 | 500,000 | 500,000 |
| A種優先株式 | 89,000 | 89,000 |
| B種優先株式 | 130,000 | 125,000 |
| C種優先株式 | 279,920 | 270,000 |
| D種優先株式 | 118,431 | 118,431 |
| E種優先株式 | 36,000 | — |
| 純資産額 (千円) | 169,237 | 76,065 |
| 総資産額 (千円) | 414,737 | 346,715 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円) | △8.67 | △55.91 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円) | — | — |
| 1株当たり配当額 (円) | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 40.4 | 21.6 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
5. 当社は、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。
6. 当社は、第7期第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
7. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況の推移が社会経済に与える影響等により、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産については、総資産が414,737千円となり、前事業年度末と比較し68,021千円の増加となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ68,844千円増加し、368,260千円となりました。主な増減内訳は、現金及び預金が74,198千円増加した一方で、前払費用が8,179千円減少したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ822千円減少し、46,476千円となりました。主な増減内訳は、有形固定資産が680千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債については、245,499千円となり、前事業年度末と比較し25,150千円の減少となりました。

流動負債の残高は、前事業年度末に比べ21,958千円減少し、84,180千円となりました。主な増減内訳は、未払金が6,892千円、未払消費税等が9,587千円減少したことによるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末に比べ3,192千円減少し、161,319千円となりました。主な増減内訳は、長期借入金の返済による減少であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ93,172千円増加し、169,237千円となりました。その内訳は、新株発行に伴い資本金が61,119千円、資本準備金が61,119千円増加した一方で、繰越利益剰余金が29,583千円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、景気の先行きについては不透明な状況が続いています。

教育業界においては、従来から問題視されていた教育現場の労働生産性の改善意識も高まっています。特に2020年からの新型コロナウイルス感染症による休講をきっかけとして、コミュニケーションツールやオンライン授業システムへの関心が高まり、教育現場のデジタルトランスフォーメーションへの関心が更に強まる1年となりました。

このような環境のもと当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、学習塾業界のアナログ業務を効率化するコミュニケーションツール「Comiru」の開発・運用に注力しております。

今後も、更なるユーザー獲得及び顧客満足度向上のため、既存機能の改善及び新機能の充実を図り、ユーザーのニーズに答えられるよう機能強化を行っていく予定です。

なお、事業拡大に向けた開発人員の増強、社内体制強化等において、積極的に取り組んでおります。

これらの結果として、当第1四半期累計期間における売上高は138,235千円、売上総利益は93,844千円、営業損失27,854千円、経常損失28,730千円、四半期純損失29,583千円となりました。

なお、当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は2,909千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 主要な設備の新設・除却

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期会計期間末の有利子負債は、173,648千円となりました。

有利子負債から現金及び預金を控除したネット有利子負債は、△114,194千円となりました。これは主に、2021年11月～12月の第三者割当増資等による新株式の発行により122,239千円調達したことによるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) |
|--------|--------------|
| 普通株式 | 99,470,000 |
| A種優先株式 | 100,000 |
| B種優先株式 | 150,000 |
| C種優先株式 | 280,000 |
| D種優先株式 | 140,000 |
| E種優先株式 | 100,000 |
| 計 | 100,000,000 |

- (注) 1. 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は100,240,000株となりますが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数100,000,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一一致については、会社法上要求されておりません。
2. 2022年2月28日を払込期日とする第三者割当増資により、F種優先株式の発行可能株式総数が50,000株増加しております。
3. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 2022年7月29日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数は95,500,000株減少し、4,500,000株となっております。
5. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行可能株式総数は、9,000,000株増加し、13,500,000株となっております。

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2022年1月31日) | 提出日現在発行数（株） (2022年8月3日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|--------|--|----------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 500,000 | 3,580,053 | 非上場 | 完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式で あります。なお、単元株式 数は100株であります。 |
| A種優先株式 | 89,000 | — | | (注) 1、5 |
| B種優先株式 | 130,000 | — | | |
| C種優先株式 | 279,920 | — | | |
| D種優先株式 | 118,431 | — | | |
| E種優先株式 | 36,000 | — | | |
| F種優先株式 | — | — | | |
| 計 | 1,153,351 | 3,580,053 | — | — |

(注) 1. 2022年2月28日を払込期日とする第三者割当増資により、F種優先株式の発行済株式総数が40,000株増加しております。

2. 2022年7月12日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月29日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、2022年7月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
 3. 2022年7月29日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 4. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。
 5. 優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株式の保有者（以下「F種優先株主」といいます。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下、F種優先株主と総称して「F種優先株主等」といいます。）に対し、E種優先株式の保有者（以下「E種優先株主」といいます。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下、E種優先株主と総称して「E種優先株主等」といいます。）、D種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」といいます。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下、D種優先株主と総称して「D種優先株主等」といいます。）、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」といいます。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、C種優先株主と総称して「C種優先株主等」といいます。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」といいます。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、B種優先株主と総称して「B種優先株主等」といいます。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、F種優先株式1株につき、金5,000円（以下「F種優先分配額」といいます。）を支払います。

(2) (1)による分配の後なお残余財産がある場合には、E種優先株主等に対し、D種優先株主等、C種優先株主等、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、E種優先株式1株につき、金3,000円（以下「E種優先分配額」といいます。）を支払います。

(3) (2)による分配の後なお残余財産がある場合には、D種優先株主等に対し、C種優先株主等、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、D種優先株式1株につき、金2,540円（以下「D種優先分配額」といいます。）を支払います。

(4) (3)による分配の後なお残余財産がある場合には、C種優先株主等に対し、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、金1,008円（以下「C種優先分配額」といいます。）を支払います。

- (5) (4)による分配の後なお残余財産がある場合には、B種優先株主等に対し、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、B種優先株式1株につき、金848円（以下「B種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (6) (5)による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、金440円（以下「A種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (7) (6)による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等、E種優先株主等及びF種優先株主等に対して分配を行います。この場合、当社は、A種優先株主等に対しては、(6)の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主等に対しては、(5)の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C種優先株主等に対しては、(4)の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、D種優先株主等に対しては、(3)の分配額に加え、D種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるD種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、E種優先株主等に対しては、(2)の分配額に加え、E種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるE種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、F種優先株主等に対しては、(1)の分配額に加え、F種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるF種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配します。

(8) A種優先分配額は、下記の定めに従い調整されます。

- ① A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整されます。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除きます。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除きます。）で除した数を意味するものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後分配額} = \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \times \text{当該調整前の分配額}$$

- ② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除きます。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整されます。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとします。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

- ③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。

- (9) B種優先分配額、C種優先分配額、D種優先分配額、E種優先分配額及びF種優先分配額は、前項の定めに準じて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」、「C種」、「D種」、「E種」あるいは「F種」と読み替えて適用するものとします。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主は、当社について事業譲渡又は会社分割が行われた場合には、その効力発生後30日間（以下「取得請求可能期間」といいます。）、保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができます。
- (2) (1)の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとします。
- (3) A種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金440円（以下「A種取得金額」といいます。）とし、B種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金848円（以下「B種取得金額」といいます。）とし、C種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金1,008円（以下「C種取得金額」といいます。）とし、D種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金2,540円（以下「D種取得金額」といいます。）とし、E種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金3,000円（以下「E種取得金額」

といいます。) とし、F種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金5,000円（以下「F種取得金額」といいます。）とします。なお、A種優先分配額、B種優先分配額、C種優先分配額、D種優先分配額、E種優先分配額及びF種優先分配額の調整にかかる上記1（残余財産の分配）(8)及び(9)の規定は、A種取得金額、B種取得金額、C種取得金額、D種取得金額、E種取得金額及びF種取得金額に準用するものとします。

- (4) 取得の請求があった場合、当社は取得請求可能期間の満了日の翌日において請求の対象となったA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を取得するものとし、直ちに(3)に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に支払うものとします。但し、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、以下の定めに従うものとします。
- ① 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額を下回る場合には、法定財源をF種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するF種優先株式についてのみ取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のF種優先株主が同時に取得請求権を行使した場合には、各F種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各F種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。
- ② 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式について取得の効力が生じるものとし、E種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額を控除した金額をE種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するE種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のE種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各E種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各E種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。
- ③ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額とE種優先株式に関するE種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式及びE種優先株式について取得の効力が生じるものとし、D種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額及びE種優先株式に関するE種取得金額の合計額を控除した金額をD種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するD種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のD種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各D種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各D種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。
- ④ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額及びD種優先株式に関するD種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式及びD種優先株式について取得の効力が生じるものとし、C種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額及びD種優先株式に関するD種取得金額の合計額を控除した金額をC種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するC種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のC種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各C種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各C種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。
- ⑤ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額及びC種優先株式に関するC種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式、D種優先株式及びC種優先株式について取得の効力が生じるものとし、B種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優

先株式に関するD種取得金額及びC種優先株式に関するC種取得金額の合計額を控除した金額をB種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するB種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のB種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各B種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各B種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。

- ⑥ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額、C種優先株式に関するC種取得金額及びB種優先株式に関するB種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式、D種優先株式、C種優先株式及びB種優先株式について取得の効力が生じるものとし、A種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額、C種優先株式に関するC種取得金額及びB種優先株式に関するB種取得金額の合計額を控除した金額をA種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するA種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のA種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各A種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」といいます。）を有する。その条件は以下のとおりとします。

① A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」といいます。）は次のとおりとします。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行います。

$$\text{A種優先株式の基準価額} \\ \text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

- ② ①のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額（以下「A種取得価額」といいます。）は、当初440円とします。
- (2) B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主は、それぞれB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主又はF種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式又はF種優先株式の全部又は一部につき、当社がそれらを取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「B種取得請求権」、「C種取得請求権」、「D種取得請求権」、「E種取得請求権」及び「F種取得請求権」といいます。）を有します。B種取得請求権が行使された場合、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引き換えに、(1)の規定をB種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「848円」と読み替えるものとします。また、C種取得請求権が行使された場合、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引き換えに、(1)の規定をC種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「1,008円」と読み替えるものとします。また、D種取得請求権が行使された場合、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引き換えに、(1)の規定をD種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「D種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「2,540円」と読み替えるものとします。また、E種取得請求権が行使された場合、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引き換えに、第1項の規定をE種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「E種」と読み

替えるものとするほか、「440円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとします。また、F種取得請求権が行使された場合、当社はF種優先株主が取得の請求をしたF種優先株式を取得すると引き換えに、(1)の規定をF種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該F種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「F種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「5,000円」と読み替えるものとします。

4. A種取得価額等の調整

(1) 上記3に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整されます。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記a又はbに掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、A種取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整します。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。

a. 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味します。以下同じ。）の発生による場合を除きます。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用します。

b. 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含みます。但し、株式無償割当てを除きます。）。本bにいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用します。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前 A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数（自己株式を除きます。）と、(ii) 発行済A種優先株式（自己株式を除きます。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとします（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しません。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとします。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記bに定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとします。

上記a又はbに定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとします。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとします。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) 当社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権（当該新株予約権の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、及び(ii) A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われません。

② 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整されます。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当での効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとします。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとします。

$$\text{調整後 A種取得価額} = \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当の比率}} \times \text{当該調整前 A種取得価額}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとします。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとします。

- a. 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。
- b. 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。
- c. 潜在株式等にかかる①bに定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- d. 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

- (2) 上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるB種優先株式の基準価額及びB種取得価額は、(1)の規定をB種優先株式に準用した算定方法に従って調整される。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額は、(1)の規定をC種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるD種優先株式の基準価額及びD種取得価額は、(1)の規定をD種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「D種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるE種優先株式の基準価額及びE種取得価額は、(1)の規定をE種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「E種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるF種優先株式の基準価額及びF種取得価額は、(1)の規定をF種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「F種」と読み替えるものとします。

5. 普通株式と引換えにする取得

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」といいます。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に当社の普通株式を交付することができます。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）及び上記4（A種取得価額等の調整）の定めを準用します。なお、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとします。

6. 議決権

- (1) A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」といいます。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (2) B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」といいます。）において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (3) C種優先株主は、当社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「C種種類株主総会」といいます。）において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (4) D種優先株主は、当社株主総会及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「D種種類株主総会」といいます。）において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (5) E種優先株主は、当社株主総会及びE種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「E種種類株主総会」といいます。）において、E種優先株式1株につき1個の議決権を有します。

(6) F種優先株主は、当社株主総会及びF種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「F種種類株主総会」といいます。）において、F種優先株式1株につき1個の議決権を有します。

7. 種類株主総会

- (1) A種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) B種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (3) C種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (4) D種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (5) E種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (6) F種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるF種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (7) 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (8) 会社法第324条第2項の定めによるB種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の3分の1以上を有するB種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (9) 会社法第324条第2項の定めによるC種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の3分の1以上を有するC種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (10) 会社法第324条第2項の定めによるD種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の3分の1以上を有するD種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (11) 会社法第324条第2項の定めによるE種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の3分の1以上を有するE種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (12) 会社法第324条第2項の定めによるF種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるF種優先株主の議決権の3分の1以上を有するF種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (13) 当社定款第14条から第22条までの規定はA種種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会、D種種類株主総会、E種種類株主総会及びF種種類株主総会に準用します。

8. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行います。
- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、F種優先株主にはF種優先株式又はF種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとします。
- (3) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、F種優先株主にはF種優先株式又はF種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与えます。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2021年11月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 従業員 31 社外協力者 15 |
| 新株予約権の数（個） ※ | 18,500 (17,300) (注) 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※ | 普通株式 18,500 (51,900) (注) 2、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） ※ | 1,500 (500) (注) 3、6 |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自 2023年1月1日 至 2029年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※ | 発行価格 1,529.00 (509.66) (注) 6 資本組入額 764.50 (254.83) (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) 4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) 5 |

※ 新株予約権証券の発行時（2021年11月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき29円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株数の調整を行います。

3. (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 2の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含みます。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除きます。）、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同様とします。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含みます。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとします。

① 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

② 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但

し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含みます。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \\ \hline \text{調整後} = \text{調整前} \times \hline \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \end{array}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

③ 上記算定については、下記の定めに従うものとします。

- a. 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とします。）。
 - b. 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
 - c. 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。
- (2) 上記(1)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。
- (3) 当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。
- (4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権行使することができないものとします。但し、当社の発行済株式総数の過半数に相当する株式が、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます）に対して譲渡される旨の合意が、当該株式の保有者と当該第三者との間で成立し、当社の取締役会によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合には、新株予約権者は上場前においても本新株予約権行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権行使するまでの間において、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権行使することができません。
 - ① 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円（但し、(注) 3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回ったとき
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円（但し、(注) 3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとします。）
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について、(注) 5⑧各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければ

ばならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

⑦ 講渡による新株予約権の取得の制限

講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合は株主総会）による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定します。

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

a. 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合

b. 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

c. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合

⑨ 新株予約権の行使条件

（注）4に準じて決定します。

6. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減額 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増減額 (千円) | 資本準備金残高 (千円) |
|----------------------|------------------------------------|--|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年11月30日 (注) 1 | E種優先株式 36,000 | 普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 | 54,000 | 64,000 | 54,000 | 304,000 |
| 2021年12月20日 (注) 2 | B種優先株式 5,000 C種優先株式 9,920 | 普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 | 7,119 | 71,119 | 7,119 | 311,119 |

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社マイナビ
発行価格 3,000円
資本組入額 1,500円

2. 新株予約権の行使(権利行使者1名)による増加であります。

3. 2022年2月22日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月28日付で以下のとおり、有償第三者割当増資を実施し、資本金及び資本準備金がそれぞれ100,000千円増額しています。

割当先 学校法人駿河台学園
株式会社こうゆう
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円

4. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

5. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年1月31日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|--|--|--------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式（自己株式等） | — | — | — |
| 議決権制限株式（その他） | — | — | — |
| 完全議決権株式（自己株式等） | — | — | — |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 | 普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 | 「1(1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,153,351 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 1,153,351 | — |

(注) 1. 2022年2月28日を払込期日とする第三者割当増資により、F種優先株式の発行済株式総数が40,000株増加しております。

2. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2022年7月29日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年10月31日) | 当第1四半期会計期間 (2022年1月31日) |
|----------------|------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 213,644 | 287,842 |
| 売掛金 | 53,718 | 53,163 |
| 前払費用 | 24,580 | 16,401 |
| その他 | 7,472 | 10,853 |
| 流動資産合計 | 299,415 | 368,260 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 15,590 | 14,910 |
| 無形固定資産 | 172 | 108 |
| 投資その他の資産 | 31,536 | 31,458 |
| 固定資産合計 | 47,299 | 46,476 |
| 資産合計 | 346,715 | 414,737 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 13,038 | 12,912 |
| 未払金 | 27,230 | 20,338 |
| 未払費用 | 32,465 | 29,733 |
| 未払法人税等 | 530 | 1,586 |
| 未払消費税等 | 18,627 | 9,039 |
| 預り金 | 12,113 | 8,721 |
| その他 | 2,133 | 1,848 |
| 流動負債合計 | 106,138 | 84,180 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 163,928 | 160,736 |
| 繰延税金負債 | 583 | 583 |
| 固定負債合計 | 164,511 | 161,319 |
| 負債合計 | 270,650 | 245,499 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 10,000 | 71,119 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 250,000 | 311,119 |
| 資本剰余金合計 | 250,000 | 311,119 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △185,124 | △214,707 |
| 利益剰余金合計 | △185,124 | △214,707 |
| 株主資本合計 | 74,875 | 167,531 |
| 新株予約権 | 1,189 | 1,705 |
| 純資産合計 | 76,065 | 169,237 |
| 負債純資産合計 | 346,715 | 414,737 |

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 138,235 |
| 売上原価 | 44,390 |
| 売上総利益 | 93,844 |
| 販売費及び一般管理費 | 121,698 |
| 営業損失(△) | <u>△27,854</u> |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 357 |
| 株式交付費 | 519 |
| 営業外費用合計 | 876 |
| 経常損失(△) | <u>△28,730</u> |
| 特別損失 | |
| 情報セキュリティ対策費 | ※ 720 |
| 特別損失合計 | 720 |
| 税引前四半期純損失(△) | <u>△29,450</u> |
| 法人税等 | 132 |
| 四半期純損失(△) | <u>△29,583</u> |

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響は、軽微であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しておりますが、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。現時点においては新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言解除以後、事業上の制約は徐々に緩和され、社会経済活動は徐々に回復し当事業年度末までに当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 情報セキュリティ対策費の内容は、次のとおりであります。

当社が運営する教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム「Comiru」において、システム不具合が生じたことにより各種調査費用、顧客対応等に必要となる費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 2021年11月1日
至 2022年1月31日)

| | |
|-------|-------|
| 減価償却費 | 745千円 |
|-------|-------|

(株主資本関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年11月30日付で、株式会社マイナビから第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ54,000千円増加しております。また、2021年12月20日付で、新株予約権の権利行使があり、資本金及び資本剰余金がそれぞれ7,119千円増加しております。これらの結果、当第1四半期会計期間末において資本金が71,119千円、資本準備金が311,119千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年1月31日）

当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を認識時期別に分離した情報は、以下のとおりです。

| | |
|----------------------|--|
| | 当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日) |
| 収益認識の時期 | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 5,152千円 |
| 一定期間にわたり移転される財又はサービス | 133,082 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 138,235 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 138,235 |

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|--|
| | 当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日) |
| 1株当たり四半期純損失(△) | △8円67銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純損失(△)(千円) | △29,583 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純損失(△)(千円) | △29,583 |
| 期中平均株式数(株) | 3,410,673 |
| (うち普通株式(株)) | (1,500,000) |
| (うちA種優先株式(株)) | (267,000) |
| (うちB種優先株式(株)) | (382,500) |
| (うちC種優先株式(株)) | (824,880) |
| (うちD種優先株式(株)) | (355,293) |
| (うちE種優先株式(株)) | (81,000) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | 第5回新株予約権(新株予約権の数17,800個) |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 当社は、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当によるF種優先株式の発行

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりF種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行することを決議し、2022年2月22日開催の臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による本優先株式の発行に必要な定款変更議案及び本優先株式の発行等に係る議案が承認されました。

当社の財務状態等を勘案し、財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須と判断し、資本性の資金を調達することいたしました。

(本第三者割当増資の概要)

| | |
|----------|---|
| 払込日 | : 2022年2月28日 |
| 発行新株式数 | : F種優先株式 40,000株 |
| 発行価額 | : 1株につき 5,000円 |
| 調達資金の額 | : 200,000,000円 |
| 資本組入額 | : 100,000,000円 |
| 優先配当 | : 該当事項はありません。 |
| 募集又は割当方法 | : 第三者割当により、以下のとおり割り当てます。 学校法人駿河台学園 20,000株 株式会社こうゆう 20,000株 |

取得条項及び取得請求権：本優先株主との取り決めにより、原則として、金銭を対価とする取得請求を本優先株主は行うことができませんが、一定条件下では取得請求が可能になる他、一定事由のもとでは当社の普通株式を対価とする転換請求権を本優先株主は行使することができます。

2. 優先株式の取得及び消却

2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

| | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 取得及び消却した株式数 | A種優先株式 89,000株 |
| | B種優先株式 130,000株 |
| | C種優先株式 279,920株 |
| | D種優先株式 118,431株 |
| | E種優先株式 36,000株 |
| | F種優先株式 40,000株 |
| (2) 交換により交付した普通株式数 | 693,351株 |
| (3) 交換後の発行済普通株式数 | 1,193,351株 |

3. 単元株制度の採用

当社は、2022年7月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. 株式分割

当社は、2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2022年7月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

| | |
|----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,193,351株 |
| 株式分割により増加する株式数 | 2,386,702株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 3,580,053株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 13,500,000株 |

③ 株式分割の効力発生日

2022年7月30日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

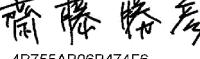
2022年10月5日

株式会社 P O P E R
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

4B755AB06B474F6...

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

3926C04371F34FA...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社P O P E Rの2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社P O P E Rの2022年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2022年2月14日開催の取締役会において第三者割当によるF種優先株式の発行を決議し、2022年2月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上